

神戸交通労働組合との交渉議事録

1. 日 時：令和 8 年 3 月 30 日（月） 16：00 ～ 16：30
2. 場 所：神戸交通労働組合本部会議室
3. 出席者：【当局】業務改革担当課長、職員担当係長
【組合】副執行委員長、書記長
4. 議題：地下鉄隔勤勤務者の勤務時間の見直しについて
5. 発言内容：別紙のとおり

1. 地下鉄隔勤勤務者の勤務時間の見直しについて

【当局】 駅における手じまい時分、準備時分の見直しに伴い、関連する地下鉄隔勤勤務者の勤務時間の見直しを提案させていただく。各所の勤務時間については、提案資料を確認いただきたい。

また、西神・山手線委託駅の一部直営化（西神南駅、伊川谷駅、総合運動公園駅）に伴い、関連する地下鉄隔勤勤務者の勤務時間を提案させていただく。こちらについても各所の勤務時間については、提案資料を確認いただきたい。

なお、この間の協議を踏まえて、助役の引継ぎ時分（10 分）を廃止することとしたい。

実施時期については、いずれも令和 8 年 4 月 1 日（水）とする。

また、現在提案・協議している運輸課の運転指令区、名谷乗務区、苅藻乗務区、管区の時差仮眠及び高速保守部門の勤務時間については、引き続き支部との協議を進め、整い次第、改めて提案させていただく。

【組合】 本来であればこのようなスケジュールでの提案は受けられない。しかしながら、部会、各支部との協議が十分に進んでいる状況と聞いており、今回については交渉のテーブルにつくことをはじめに申し上げておく。まず、実施時期が 4 月 1 日からとのことであるが、提案が遅くなった経緯を教えていただきたい。

【当局】 これまで、支部及び所管課で手じまい・準備時分の見直しについて協議を進めていたところであるが、その中での確認事項をお返しすることに時間がかかってしまったことにより本日の提案となっており、その点についてはお詫びしたい。

【組合】 勤務時間見直しの実施時期が 4 月 1 日からとのことであるが、周知や庶務事務システムの変更等が間に合うのか教えていただきたい。

【当局】 周知については、勤務時間の変更に関する事務連絡は確認でき次第速やかに発出する予定であるが、現場の皆さんへの周知は運輸課で責任をもって対応させていただく。また、庶務事務システムについては、4 月 1 日より対応可能である。

【組合】 周知及びシステムの変更を間に合わせるとの回答であるが、提案内容に関わるミスなどが発覚した場合については、当局として誰がどのように責任を取るのか教えていただきたい。

【当局】 今回提案した勤務時間の設定については、支部及び当局で確認してきた内容であるが、その運用については、当局で責任を持って進めてさせていただく。

【組合】実施にあたり、各職場への周知については当局で責任を持って行っていただくように改めて申し入れておく。

【当局】所属にもしっかりと伝えさせていただく

【組合】提案内容について、持ち帰り協議する。